

10月から始まる 医薬品の保険給付の見直しについて

昨年12月20日の大臣折衝（財務大臣・厚生労働大臣）において、令和6年度診療報酬改定では、長期収載品の保険給付の在り方が見直されることが決定しました。

これにより、**本年10月より、対象となる長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品※1）を服用される患者の自己負担金額があがるケースがあります。**

本号では、関連する情報も含め、オモテ面には見直しの概要について、ウラ面は、患者の負担金のシミュレーションを紹介いたします。

※1 明確に定義はされていないが、一般的には、後発医薬品のある先発医薬品をいう。

Topic解説

大臣折衝で決まった内容

選定療養の仕組みを導入し、後発医薬品の上市後5年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が50%以上となったものを対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とすることとし、令和6年10月より施行する。

また、薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

なお、実際の運用については今後決まっていますが、本件に関連する情報として、社保審※で議論された後、中医協※でも議論されています。そのうち各会議体で概ね了承された内容（該当する文章には以後、下線を入れていきます）も含めて、これ以降紹介します。

※ ここでは 社保審：社会保障審議会 医療保険部会、中医協：中央社会保険医療協議会 総会を略しています。

選定療養の対象となる長期収載品（自己負担金額があがる対象となる長期収載品）

注意：下線部は、大臣折衝で示されている文章にはございません。社保審、中医協で概ね承認された内容を基に記載しています。

以下のいずれかの品目を対象とする。

- 後発医薬品の上市後5年以上経過したもの（※）
 - 後発医薬品の置換率が50%以上となったもの
- ※「ただし、置換率が極めて低い場合（市場に後発医薬品がほぼ存在しない場合）については、対象外」とする

ただし、以下に該当する場合は、選定療養の対象の対象から除外する。

- ① 医療上の必要性があると認められる場合等
- ② 後発医薬品を提供することが困難な場合

①について、各患者の状態を踏まえて、医師の判断によるものと考えます。例えば、医療上の必要性により医師が銘柄名処方（後発品への変更不可）をした場合などです。

②について、特に、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、患者が後発医薬品を選択できないことから除外にするとされています。

選定療養の対象となる長期収載品保険給付の対象範囲

- 後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分3までを保険給付の対象とする

選定療養の対象となった長期収載品を患者が選択した場合、長期収載品と後発医薬品（一番高い価格の品目）との差額の4分の1が自己負担となります。

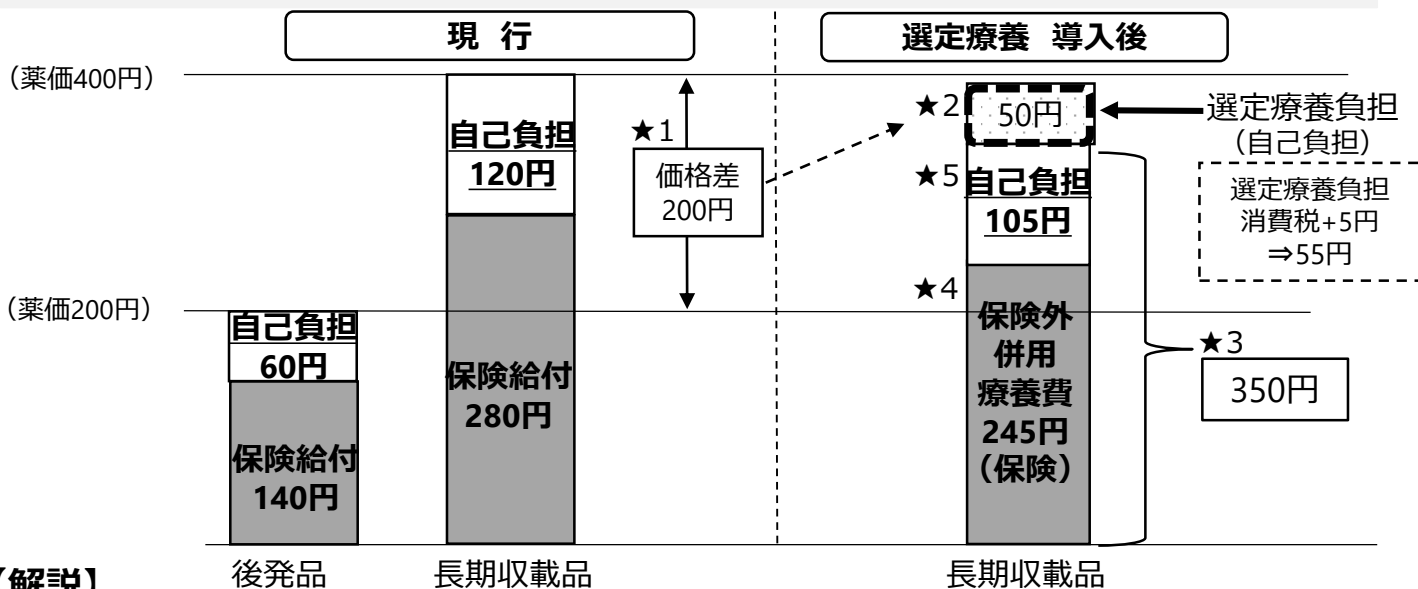
Topic解説

保険給付と選定療養の負担について（シミュレーション）

保険給付と選定療養の負担について、以下のとおり東和薬品でシミュレーションを行いました。

【前提条件】

- 3割負担の患者が選定療養を利用したケース
- 長期収載品の薬価：400円、後発医薬品の中で一番高い薬価：200円



【解説】

- 選定療養として負担頂く範囲は、長期収載品の薬価（400円）と後発医薬品の一番高い薬価（200円）の価格差（上図★1：200円）を算出します。このうち、4分の1（★2：50円）が選定療養の負担として、患者が負担することになります。なお、選定療養の負担額は薬価制度から外れますので消費税（10%）がかかります（本シミュレーションでは5円）。
- 次に、長期収載品薬価（400円）の内、①で選定療養の負担となった額（50円）を差し引いた額（★3：350円）が保険給付の対象範囲となり、その内、7割（★4：245円）が保険外併用療養費として支払われます。そして、残りの3割（★5：105円）が保険給付範囲上の自己負担額となります。
- よって、患者さんが負担する合計金額は、「**選定療養の負担（★2：50円） + 選定療養費に係る消費税（5円） + 保険給付の自己負担（★5：105円） = 160円**」となります。※

※ 尚、実際の負担額等については、薬剤料の計算等をどうするのか等、今後の議論を踏まえて判断する必要があると考えますのでご注意ください。

出典：厚生労働省_診療報酬改定について（2023/12/20） <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001180683.pdf>
厚生労働省_社保審医療保険部会（2023/12/8）資料1 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36794.html

予告

調剤薬局様向けに診療報酬改定WEB説明会を開催

日程：3月18日、19日、22日、25日、27日、28日（いずれも同じ内容です）

時間：19：30～20：45（予定）

内容：調剤報酬について

演者：弊社 医薬政策課員

開催方法：Zoomウェビナーを使用

※ 事前登録の方法については、2月中旬ごろに弊社医療関係者向けサイトの医療行政情報のページに掲載予定です。

